

令和6年1月伊勢原市教育委員会定例会会議 日程表

日時：令和6年1月23日（火）

午前9時30分から

場所：伊勢原市役所 3階 第2委員会室

開 会

議 事

日程第 1 前回議事録の承認

日程第 2 教育長報告

日程第 3 議案第1号 令和6年度伊勢原市立小中学校で使用する体育（実技）の
教材について

日程第 4 議案第2号 伊勢原市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則につ
いて

日程第 5 議案第3号 伊勢原市立子ども科学館条例施行規則の一部を改正する規
則について

【非公開予定：議案第4号～第5号】

日程第 6 議案第4号 令和5年度伊勢原市教育委員会表彰被表彰者の決定につい
て

日程第 7 議案第5号 校長及び教頭の任免、その他の進退の内申について

その他

閉会

市議会 12月定例会 教育委員会関連一般質問答弁の概要

【一般質問】

No.	質問者	答弁の概要
1	米谷 政久 議員 (1日目6番)	<p>発言の主題 1 学校給食施設について</p> <p>(1)給食室の現状と課題について (教育総務課 (施設担当))</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本市の学校給食は、小学校においては、学校内に給食室を設け、その施設で調理員が給食を調理する、自校調理方式により、中学校においては、民間の調理場で給食を調理し、ランチボックスに盛り付け配送する、デリバリー方式により、それぞれ実施しております。 ○小学校の給食室は、比々多小学校と石田小学校を除き、8校が、設置から30年以上経過しています。 ○これらの学校では、施設そのものの老朽化とともに、国が定める「学校給食施設衛生管理基準」への対応など、給食調理の機能面からも老朽化が進んでいる状況で、天井からの雨漏り、給排水設備の漏水などが発生しており、衛生面や調理業務への影響から優先度を判断し、修繕を実施しております。 ○給食室の厨房設備につきましても、施設同様、老朽化による劣化が見られるため、限られた予算の中で、計画的に入替えを行っております。 ○比々多小学校を除き、9校ではエアコンが整備されていないため、特に、昨今の異常気象による、夏場の作業環境の改善も喫緊の課題であると認識しております。 ○このような状況の中、安定的な給食の提供ができるよう、日頃から各校の栄養士、調理員と情報交換しながら、給食設備、調理器具等の状態を確認しており、不具合や破損等を発見した場合は、速やかに専門業者等による修繕を行い、給食の提供体制の安全保持に努めております。 <p><再質問></p> <ul style="list-style-type: none"> ●給食室の衛生管理について ○多くの学校では、老朽化に加え、給食室の造りが古く、狭小なため、納品場所や保管場所が十分でないことは、認識しております。 ○この限られたスペースの中で、それぞれの学校の栄養士、調理員が工夫しながら、動線の確保、衛生管理や事故防止に努めております。 ○納入業者に対しては、納入場所が狭いため、納品時間を指定させていただくなど、御協力をいただいているところです。 ○今後も、安全、安心な学校給食を提供するため、衛生管理、事故防止に努めてまいりたいと考えております。

(2) 今後の小中学校における給食提供の在り方について

(教育総務課 (施設担当)、学校教育課)

- 学校給食は、小学校では自校調理方式、中学校ではデリバリー方式としています。
- 当面は、現状の方式で給食の提供を行いますが、小学校の給食施設の老朽化が大きな課題となっています。
- 給食室の修繕は、令和4年3月に策定した、学校施設個別施設計画に基づき実施していくこととしています。
- 同計画では、将来的に校舎の長寿命化改修、建替えも計画しており、それまでの間は、給食室の大規模な改修は効率的でないことから、個別の修繕により安全に給食を提供する体制を整備していきたいと考えています。

<再質問>

●給食調理室の暑さ対策について (教育総務課 (施設担当))

- 給食室にエアコンを設置している比々多小学校以外の小学校に、給食室の広さに対応する能力のエアコンを設置することは、将来的な長寿命化改修等を考えると導入経費の観点から効率的でないことから、スポットクーラーを設置しています。
- スポットクーラーは、エアコンと異なり、室内の空気を吸い込んで冷たい空気が出る送風口と、廃熱と排水口が一体となっているため、電源と廃熱のスペースの確保ができれば、設置工事の必要がなく設置できます。
- あくまでもスポット的なものであり、給食室のような密閉された空間で火気を使用した作業を行う場所では、給食室全体の温度を下げることはできないため、効果は限定的です。
- 給食室の暑さ対策として、一時的に体を冷やすため、また、調理が終わった給食を各教室に配膳するまでの間、適切な温度で食品を管理するため、調理員が白衣や帽子を着たまゝ入退室できるスペース、例えば、調理室に隣接した配膳室にエアコンを設置し、調理環境を整備することも1つの方法であると考えております。

●給食施設の在り方について (学校教育課)

- 給食の提供の在り方は、今後、検討する予定の学校の適正規模・適正配置の方針、また、学校施設個別施設計画との整合等を踏まえながら、自校調理方式、センター方式等さまざまな手法について、給食の安全性の確保を前提に、費用対効果等を検証し、給食の提供の在り方を検討していきたいと考えています。

No.	質問者	答弁の概要
2	前田 秀資 議員 (2日目3番)	<p>発言の主題 1 伊勢原の文化・文化財についての認識と施策について (教育総務課 (歴史文化担当))</p> <p>(1) 市民や関係団体等からの意見要望への対応 <u>ア 総合計画や文化財保存活用地域計画の過程において前向きな提案がなされたのか</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和3年に作成した伊勢原市文化財保存活用地域計画は、令和元年に施行された改正文化財保護法に位置付けられた新たな制度で、歴史文化基本構想を策定し、日本遺産の認定を受けた本市としては、文化財の保存と活用を計画的に、効果的に推進するため、作成に取り組んだものです。 ○文化庁による地域計画の作成指針では、地域住民の意見を反映させるため、作成の過程において、多様な立場の委員からなる作成協議会を設置して検討すること、パブリック・コメント等を実施することが求められています。 ○本市でも、作成に当たっては、市内で活動されている文化財関連市民団体から意見聴取し、また、文化財所有者、地域の観光団体、市民団体の代表、県教育委員会、市関係課が参加する伊勢原市文化財保存活用地域計画作成協議会を組織し、計画の内容について協議を行いました。計画案については、パブリック・コメントを実施し、12件の御意見をいただき、計画に反映させました。 ○一方、第6次総合計画の策定においては、歴史文化に関する市民、関係団体等からの意見に対して、計画策定全体のなかで対応しました。 ○御質問の「前向きな提案」ということについては、平成28年の日本遺産の認定を受け、歴史文化を本市が活用すべき地域資産ととらえ、従来の教育的な活用に加え、観光など新たな方策に踏み出していく方針のもと、法改正により創設された文化財保存活用地域計画の作成にいち早く取り組んだことこそが、新しい試みであったと考えています。 ○結果として、県内他市町村に先駆けて、文化庁長官の認定を受けることができたのは、地域で活動されている方々、関係する多くの方々から御意見、御協力をいただいたことによるものと考えています。 <p>(2) 歴史博物館(資料館)や日本遺産をPRする施策等の実現性は</p> <ul style="list-style-type: none"> ○文化財に関する施設整備に関しては、地域計画の作成協議会やパブリック・コメントでも、資料館の整備について御意見をいただきました。それに対しては、計画の中で、「日本遺産に関する取組」とともに、「施設整備に関する取組」を、「全体に関わる重要な取組」として別立てにして記述しています。 ○ここでは、文化財の拠点施設の整備が本市の大きな課題であること、そしてその必要性を明記した上で、常設展示施設など、文化財の保存・活用を図る環境整備を進めることを方針としています。そして、拠点施設の整備に関しては、計画期

		<p>間である令和9年度までの期間において、「長期的課題として検討していく」としています。</p> <p>○その他に地域計画では、文化財に関する施設整備として、①個々の文化財の保存環境の整備や、②見学者のための環境整備についても位置付けています。</p> <p>○①一つ目、文化財の保存環境の整備です。文化財の管理は、指定文化財についても、個々の所有者が責任を負うことが原則であり、それぞれの文化財にふさわしい保存環境を整える必要があります。特に、国・県の指定文化財については、防犯・防火設備を含むため、国・県と調整を重ねることとなります。例えば、本堂、仏像等、多数の国指定重要文化財を所有する宝城坊では、国庫補助事業として防災施設の整備を行いました。令和2～3年にかけて、総事業費1億770万円、うち国庫補助金9,158万円の事業の実施について、市として所有者のサポートを行いました。</p> <p>○②二つ目の見学者のための環境整備については、日本遺産の構成文化財について取り組んでいます。所有者と、市が設置した日本遺産協議会が協力し、国の補助制度を利用して整備を進めています。大山の山頂整備、宝城坊の境内整備、比々多神社の境内整備、大山寺境内の照明整備、高部屋神社の境内整備などを実施し、訪れる方が安全に、快適に見学できるよう整備を進めています。</p> <p><u>(3)伊勢原の文化の本質とその活用・創造への努力の認識を問う</u></p> <p>○文化財や歴史文化について、文化財保護法では、「わが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすもの」とされています。そして、その保存と活用により、「国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献する」ことを目指すとされています。</p> <p>○また、文化庁の文化観光の推進に関する基本方針では、「多くの人々に文化資源の魅力を伝えることは、文化の保存・継承の意義の理解につながり、新たな文化の創造・発展につながる」とされています。</p> <p>○つまり、未来を生み出すものとして、過去を継承するのであり、歴史文化の場合、それを全て上書きするのではなく、その継承を前提に積み上げていくことが求められます。社会が大きく変化していく中で、伝統的な歴史文化に新たな価値を見出し、適正に継承していくことが、新しい文化の創造につながると考えます。</p> <p>○創造へとつなげる具体的な取組のひとつとして、歴史文化の活用を図ることは、各地方自治体が地域の歴史文化の特徴に即して、創意、工夫しながら取り組んでいくものと考えています。それを、行政だけでなく、文化財所有者、地域住民と手を携えて進めていくことで、地域で文化財を継承しながら、地域の活性化、さらに新たな地域文化の創造へとつながっていくと考えます。</p> <p>○こうした認識のもと、市としては、そのための意識付けと機会づくり、活動の支援を行っていきます。</p>
--	--	---

		<p><再質問></p> <p>●「文化」（主に文化財）に関する関連計画と取組みの変遷について</p> <p>○文化財保存活用地域計画では、未指定を含む地域の文化財を総合的に把握し、その特徴を評価したうえで、現状と課題を整理し、今後の方針と取組を記述することとなっており、本市の計画もそうした構成となっています。その中で、「取組」については、文化財の「調査」「保存」「活用」「人材育成」の段階に沿って取組事例を掲げています。</p> <p>○具体的には、文化財の公開や体験の機会の提供、情報発信が文化財の継承にとって重要であることから、学校における出前授業や公民館などの社会教育施設における展示、講座、さらに文化財の特別公開、修理や調査現場の見学会などを、所有者、文化財ボランティアの協力のもと実施することとしています。</p> <p>○情報発信については、市が開設している「いせはら文化財サイト」にて、いせはらの歴史、指定文化財、日本遺産、また、それぞれの文化財に関しては、浮世絵、絵はがき、大山こまなどについて取り上げ、詳しく解説しています。近年では、伊勢原の歴史文化をより魅力的に伝えるため、画像や映像による紹介に力を入れています。</p> <p>○こうした地域計画に基づくさまざまな取組の中には、国庫補助事業として優先的に採択され、補助率の加算等の優遇措置が設けられているものもあります。このような地域計画作成の財政的なメリットを利用して、計画作成後に採択された国庫補助事業としては、先にも触れた日本遺産構成文化財の環境整備、文化財市民団体への活動支援、人材育成講座、伝統文化親子教室、文化財展覧会、資料展、文化財の映像制作等が挙げられます。</p>
No.	質問者	答弁の概要
3	岸 圭介 議員 (3日目1番)	<p>発言の主題2 学校に行かない子ども達の現状と市の対応について（教育センター）</p> <p><u>(1)学校に行かない子ども達の現状と教育支援教室「やまどり」の取組</u></p> <p>○伊勢原市の不登校児童生徒数は、全国、神奈川県と同様の傾向となっています。令和3年度は6月議会でお知らせしたとおり、小学生47人、中学生88人で、令和4年度は、小学生が約1.7倍の82人、中学生が約1.3倍の113人に増加している状況です。</p> <p>○不登校の要因としては、無気力や不安、基本的な生活習慣などが身につかないことによる生活リズムの乱れが多い要因となっています。また、人間関係をうまく構築できないことも要因の一つとなっています。</p> <p>○学校に来ることができない児童生徒に対しては、学級担任を中心に家庭と連絡したり、家庭訪問をしたりして、学校と家庭が連携して対応するようにしています。子どもの気持ちに寄り添い、本人がどうしたいか、どのような形であれば本人が前向きな一歩を踏み出せそうかなどを聞きながら、対応を考えています。</p>

		<p>○その中で、学校で対応できることの一つとして、各小中学校では、保健室や学習室への別室登校等を行っています。</p> <p>○また、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、あるいは教育センターの相談につなげ、保護者からの相談や、本人との相談を行いどのような場が本人に合っているかを検討して対応することもあります。本人や保護者が必要とする場や機関につなげていくことが大切であると考えています。</p> <p>○学校は、保護者との連絡、連携や家庭訪問、学習の保障等を行っていく必要があります。また、別室登校を希望する場合には、場所の確保だけでなく、その場につく人的確保も必要となり、課題であると考えています。</p> <p>○次に、適応指導教室を教育支援教室「やまどり」に変更したことについてです。一つは場所が変わったことにより、これまでの通称である「大原教室」という名称を変更する必要があったことによります。「やまどり」という愛称は通室生の意見も聞いて投票で決めました。またもう一つは、文部科学省の通知により従来使用していた「適応指導教室」の呼称について、不登校児童生徒や保護者にとって抵抗感を減らし親しみやすいものにするよう求められているため「教育支援教室」と変更したことによります。これまでの大原児童館内での教室は手狭となっていたため、移転により教室が広くなり、より多くの児童生徒を受け入れることができるようになりました。</p> <p>○令和5年11月現在、11人の児童生徒が自分の状況に合わせて通室しており、1日平均は3～5人程度となっています。</p> <p>○午前中は各自で学習したい教材を持参し、教科学習を行っております。児童生徒によっては、学校で貸与されているタブレット端末を使用して調べ学習やドリル学習に取り組む児童生徒もおります。午後は自主活動となっています。スポーツやゲーム、地域の清掃活動など、通室生で話し合い、活動内容を決めます。</p> <p>○また、足柄ふれあいの村での宿泊学習、バスや電車を使っての遠足、市内でのみかん狩り、大学施設内でのホースセラピー、農業体験で収穫した食材を使っての調理実習、子ども科学館への校外学習、講師を招いての茶道教室、陶芸教室、造形教室等、様々な行事を行っています。</p> <p>○課題としては、学校がつながたいと思ってもなかなかつながらないことがあること、また教育支援教室「やまどり」につなげた場合でも、体験通室などを通して、実際が本人のイメージとは異なることがわかり、その場を選択しないような場合があることなどです。そのため、教育相談ではそのような児童生徒にとってよりよい学びの場はどのような場かを改めて本人、家庭、学校とともに考えています。</p> <p>(2)学校に行かない子ども達の学びを保障するために</p> <p>○文部科学省は、令和5年3月末に「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」通称「COCOLOプラン」をとりまとめました。</p> <p>○概要としては、「不登校による学びにアクセスできない子どもたちをゼロにすること」を目指して、「1. 不登校の児童生徒すべての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える」、「2. 心の小さなSOSを見逃さず、チーム学校で支援する」、「3. 学校の風土の見える化を通して、学校をみんなが安心して学べる</p>
--	--	---

場所にす」 というものになっています。

- 学校や市教育委員会では、この3点についてこれまでも重要なことと捉え、取り組んで参りました。早期支援の推進に向けて、小学校スクールカウンセラーの学校配置回数を令和3年までは年間15回のところを令和4年から年間30回に増やし、児童生徒の変化を捉えることや学校との情報共有によるきめ細かな支援に取り組んでいます。また、スクースソーシャルワーカーと学校が連携を密にして家庭のサポートをしています。このような取組の中で、教育支援教室「やまどり」につなげることもあります。また、学校が安心して学べる場になるよう、学校と関係各課が連携し、課題について一緒に手立てを考えています。今後は、これらの取組をさらに充実させていく必要があると考えています。

<再質問>

●不登校の定義とは何か。

- 国の調査では、1年間に30日以上登校しなかった児童生徒を「長期欠席者」といい、そのうち「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者(ただし、病気や経済的理由、新型コロナウイルスの感染回避を除く)」を不登校と定義しています。

- 本市では、毎月7日以上欠席した児童生徒について、その欠席理由や状況、学校の対応を各学校から教育センターへ報告することにより、不登校になる兆候や不登校の初期段階を把握し、早期の対応ができるよう対策をしております。不登校と定義されない日数の欠席でも、学校に行きづらくなっている児童生徒は増えている傾向にあります。

●学校の一室を利用した子どもの居場所について

- 学校内の別室への登校につきましては、各学校で工夫して取り組んでいるところではありますが、人の配置などの課題も認識しているところでもあります。コミュニティ・スクールの仕組みを活用して、地域の協力を得ていくことも考えられます。現在の教育支援教室を、不登校支援の中核として、関係機関や民間施設等と連携し、不登校児童生徒やその保護者を支援するネットワークを構築できるよう努めてまいります。

発言の主題3 中学校給食の現状と課題について(学校教育課)

(1)喫食率の推移と中学校給食利用者の評価

- 本市では、栄養バランスのとれた望ましい食生活を促し、食育指導の充実を図ることを目的に、令和3年4月から全校で給食を実施しています。
- 中学校給食の導入にあたっては、弁当を通じて子どもと関わりを持ち続けたいといった保護者、生徒の考え等が少なからずあることに配慮するとともに、近年、大きな課題となっている食物アレルギーへの対応を踏まえ、給食を利用するか、家庭弁当にするかを選ぶことができる選択制としています。
- 始めに、各中学校の開始からの喫食率の推移です。
- 令和2年1月に中沢中学校を試行校として給食を開始し、同月の

		<p>喫食率は約50%でした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全校実施した、令和3年4月は、山王中が約47%、成瀬中が約52%、伊勢原中が約46%、中沢中が約67%。昨年の4月は、山王中が約46%、成瀬中が約56%、伊勢原中が約49%、中沢中が約65%。本年4月は、山王中が約48%、成瀬中が約58%、伊勢原中が約54%、中沢中が約70%でした。 ○直近の本年11月は、山王中が約49%、成瀬中が約60%、伊勢原中が約56%、中沢中が約71%となっており、喫食率は年々増加しています。 ○次に、教員からの意見、要望、利用者からの要望についてです。 ○中学校給食は、学校外の民間事業者の調理場で調理し、ランチボックスに盛り付けられた給食を各学校へ配送し、学校へ到着後、おかずを再加熱するデリバリー方式を採用しています。 ○市の栄養士が、調理場での確認作業や各学校での配膳等の指導を行っていますが、学校からは、学校内での配膳方法等について御意見をいただいています。 ○毎年、中学校の入学説明会で給食の説明を行い、また、1年生の保護者を対象に試食会を実施し、試食会ではアンケートを実施しています。 ○保護者からは、「味付けが少し薄い」等の意見はありますが、「温かい給食でおいしかった」「メニューが工夫されている」「朝、お弁当を作らなくて済むため助かる」等、ありがたい御意見をいただいています。 ○小学校給食同様、全体的に好評をいただいておりますが、学校等からの意見、要望等を可能な限り反映させ、更なる安全安心で魅力ある給食を目指し、喫食率の向上に努めてまいります。 <p>(2) より良い中学校給食にするために</p> <ul style="list-style-type: none"> ●学級閉鎖等のときにどのように処理しているか。 <ul style="list-style-type: none"> ○給食に使用する食材費は保護者負担となりますが、献立、栄養価に基づいた規格の食材を事前に発注する必要があり、使わなかった場合もキャンセルできないため、学級閉鎖後3日間分の返金はしていません。なお、この扱いは小学校も同様です。 ●就学援助の対象世帯の生徒は、全員利用しているのか。 <ul style="list-style-type: none"> ○現在、就学援助対象世帯の約8割の生徒が利用しており、本年度1学期の喫食率も、市内中学校の平均喫食率の約57%に対して、約72%と高くなっています。 ○中学校給食は、原則、給食費を事前に入金し給食の予約を行う前払い制ですが、就学援助対象世帯で希望する世帯に対しては、給食費を入金する経済的負担の軽減を図るため、対象世帯には現物給付として、市から喫食数に応じて給食費相当分を調理業者に支払う運用としています。 ○また、就学援助制度は、毎年度、前年の所得等の状況を把握し認定を行っていることから、市県民税が確定するまでは認定ができないため、1学期分については、事前に希望を伺い、事前入金な
--	--	--

		<p>して喫食できる運用とし、利用の向上に努めているところです。 ○引き続き、多くの生徒に給食を利用していただき、喫食率の向上が図れるように取り組んでまいります。</p> <p><再質問></p> <p>●学校による喫食率の差について ○中学校給食は、4中学校同じメニューを使用しており調理場も同じです。 ○学校によつての喫食率の差は、中沢中は、試行校として1年早くデリバリー給食を実施しているため、給食が浸透しており、喫食率が高くなっていると思われます。 ○また、山王中は、地域性により、手弁当を選択する保護者が多いのではないかと認識しています。</p> <p>●食育の取組について ○中学校の食育は、1週間に1回程度、プリントされた食育メモを給食と一緒に配り、生徒に学んでもらえるような形で食育に努めています。 ○また、思春期食育事業として、中学2年生を対象に骨量測定を実施し、その際、生徒自らが望ましい食習慣を身につけ、食事を通じて自らの健康管理ができるように、栄養教育の授業を実施しています。</p> <p>●学級閉鎖などで使われなくなった食材について ○学級閉鎖等で使われなかった、乾物類を除く食材で、すでに調理場に納入されているものは、学級や他の学校で調整し廃棄がないよう努めています。 ○それでも調整できないものは、業者が処分しています。</p> <p>●就学援助世帯への配慮について ○就学援助世帯が1学期分の事前入金なしで喫食できる、いわゆる「みなし認定」は、保護者の経済的負担と喫食率の向上を図るための本市独自の運用です。</p> <p>●就学援助世帯が利用されない理由について ○ 弁当を通じて子どもと関わりを持ち続けたいといった保護者、生徒の考えが少なからずある等、様々な理由があるのではないかと考えています。</p>
No.	質問者	答弁の概要
4	越水 崇史 議員 (3日目2番)	<p>発言の主題2 本市の文化財の状況について（教育総務課（歴史文化担当））</p> <p><u>(1) 地方自治体が地域の文化財を地域住民の財産として継承していくことについての根拠、市としての考え方について</u> ○国や地方自治体を実施している文化財に関する取組は、文化財保護法とそれを根拠とする都道府県条例、市町村条例等に基づいています。</p>

- 文化財保護法には、国と地方公共団体の任務として、「文化財の保存が適切に行われるようにしなければならないこと」、また、法の目的を達成するために、「文化財を保存し、かつ、その活用を図ること」が謳われています。
- また、多くの地方自治体では、それぞれの地域事情に合わせて、文化財保護条例等が定められており、個性豊かな文化財に即した保存・活用の取組が行われています。
- 本市でも同様に、法、県条例、市条例や、令和3年7月に文化庁長官の認定を受けた伊勢原市文化財保存活用地域計画に基づき、文化財に関する取組を実施しています。
- この地域計画は、域内の文化財に関して、その歴史的特徴を評価したうえで、現状、課題、方針、措置についてまとめたものです。本市においても、文化財の特徴を踏まえ、それらについて、「調査」「保存」「活用」「人材育成」の四つの段階に分けて記述しています。
- また、平成31年の文化財保護法改正に際しての議論でも、文化財の保存と活用の均衡を図ることが附帯決議となりました。文化財の保存と活用は、本来、相容れない行為であり、また、これまで、「保存」が重視されてきたという背景から、近年は「活用」が注目され、積極的に取り組んでいく状況にあります。
- ただし、現在私たちが目にしている文化財は、長い年月にわたり使用されながらも、保存されてきたから現存しているのであって、保存がかなわなかった文化財は既に失われています。つまり、「活用」可能な文化財は、「保存」されてきたものに限られます。その意味では、これからも活用を図りながら、着実に保存していくことが重要となります。

(2) 出土資料や寄贈を受けた古文書、農具などさまざまな資料の保管状況の実態について

- 本市では、市が直接調査した資料や市民から寄贈を受けた資料などを所有しています。それらは、古文書、絵画、書、写真や印刷物のような歴史資料、生活に使用していた道具類、出土資料など、多岐にわたります。そして、主に4箇所分散して収蔵していますので、それぞれの収蔵施設と資料について御説明します。
- ①文化財保存室は、昭和60年に設置した軽量鉄骨プレハブ造2階建の面積約274㎡の建物で、各種の調査で収集した資料の整理・保管を目的としています。考古資料約2,000箱のほか、写真(約120箱)、図面(約200ケース)文献(約1,500冊)などを収蔵しています。
- ②NTT伊勢原敷地内倉庫は、民間から借り上げた倉庫で、床面積は約176㎡、民俗資料約1,300点のほか、考古資料(約1,800箱)、市史関係資料、文献(約200点)等を保管しています。
- ③旧堀江邸は、平成27年に市民から寄贈していただいた施設で、鉄筋コンクリート造2階建て、床面積約442㎡の主屋と木造平屋建て、約70㎡の長屋門に、寄贈いただいた古文書約4,300点、書画、軸、道具等約600点のほか、市史資料(約180箱)、文献(約1,000点)等を収蔵しています。
- ④また、伊勢原中学校の余裕教室を二部屋お借りしています。床面積は126㎡、民俗資料約500点のほか、市史資料(約180箱)、図面(約100ケース)などを保管しています。
- これらの総体は、収蔵スペースが延べ約1,126㎡、保管資料は、

市史関係資料が約 1,300 箱、考古資料約 4,700 箱 民俗資料約 1,800 点、図面約 300 ケース、写真類約 120 箱の他に、堀江家の資料として古文書が約 4,300 点、道具類約 600 点となります。

○以上のように、市所有の文化財は量もあり、多岐にわたっています。調査により収集した資料を、その歴史的位置づけを明確にしたうえで、適切に保存していくことが重要となります。

<再質問>

●(1) 出土資料のうち貴重な資料の保管方法、その所有権、最終的な保管者について

○市内で実施されている発掘調査で出土した資料は、調査終了後、整理作業中においては調査を実施した組織で保管します。出土品は多くが土器や石器など比較的丈夫なものですが、中には、木や革、植物繊維、紙など、脆弱な資料もあります。それらのほとんどは地中で消滅してしましますが、ごく稀に残っていることがあり、その偶然が貴重な発見となります。

○新東名高速道路の建設に関連した西富岡の遺跡では、縄文時代晩期、今から約 3,200 年前の地滑りで埋まった森が発見され、生木のままの木や植物、昆虫や鳥の羽などが見つかりました。こうした特殊な資料は、専門家のアドバイスにより、温度や湿度を管理した中で保管されています。しかし、出土した途端に劣化が進んでいきますので、確実に保存していくことは難しいと聞いています。

○また、発掘調査で出土した資料は、調査の報告書が完成したところで、遺失物法に基づく手続きを経て、神奈川県所有となります。その後、神奈川県文化財保護条例、同施行規則による役割分担により、国・県事業による調査については県、市と民間事業による調査の場合は市の所管となります。よって、現在市内で実施されている大規模な発掘調査のうち、新東名高速道路や国道、県道の調査については、県が出土資料を保管することとなります。

○さらに、現在のしくみでは、そうした県所有の資料についても、市が希望すれば譲与されることとなっています。

●(2) 市の収蔵施設の課題について（収蔵施設の容量、環境について）

○現在、市の所有資料を収蔵する施設の床面積は、延べ 1,100 m² あまりですが、既に余裕がない状況です。市民から資料の寄贈の申し出をいただいても、大きな民俗資料等については十分対応できないこともあり、資料の総量を縮小する必要もあります。また、現在の収蔵施設は、温度や湿度管理が難しいため、特別な保存環境が必要な資料については、対応できていません。

○また、本市の文化財に関する中心施設である文化財保存室は、昭和 60 年の建設以後、38 年が経過して、老朽化が進んでいます。

○このように、文化財に関する本市の課題としては、しばしば常設の展示施設の整備が挙げられますが、市としては収蔵施設の確保こそが喫緊の課題であると考えています。

●(3) 課題に対する対応策について

○先ほどお答えした文化財の施設に関する喫緊の課題に対しては、文化財保存室の機能移転を図ることを計画しています。昨年度に策定しました伊勢原市公共施設再配置プランでは、文化財保存室

の機能について改めて評価し、機能は移転したうえで維持、老朽化が進んだ施設については廃止、そして、その移転先を西富岡の旧堀江邸とすることが位置付けられました。

- この文化財保存室の機能移転については、第6次総合計画の重点事業とし、今年度から具体の取組を進めています。これまでに文化財保存室のアスベスト調査、旧堀江邸の敷地測量のほか、建築基準法や都市計画法に基づく必要な手続きについての調査を実施しています。こうした法的手続きを進めながら、今後は、旧堀江邸の敷地内に収蔵庫を設置し、文化財保存室の機能である資料の収蔵と整理を行うことができるよう取り組んでいきます。

●(4) 総量の縮小、廃棄、その手続きについて

- 資料の保存に際しては、収集した資料を全て保存するのではなく、その総量の圧縮も必要と考えています。例えば、寄贈を受けた農具などは、同様のものが数多く集まりますので、学術的な価値や資料の状態などを見極めて選別することになります。
- 発掘調査で出土した出土資料については、県の所有となった時点で文化財として認定されますので、市に移管された場合、その廃棄についても県の要領等に基づく手続きが必要となります。
- こうした手続きを経ることで、活用が難しい資料について総量を絞ることが可能となります。ただし、この取組には、選別する作業とその専門的判断を行う人材が不可欠となります。

●(5) 文化財の保護に関する体制的な課題について

- 文化財や歴史資料は、収集しただけでは適切な保存も、活用もできません。さらに、魅力的な活用を図ろうとすれば、資料の歴史的な背景や地域的な位置付けを調べ、またエピソードや謂われといった関連事項も重要となります。
- そうした、調査、保存、活用については、人、人材が必要となります。市所有の資料については、市職員の他、会計年度任用職員を雇用して整理作業を行っています。少しずつではありますが、継続していくことが大切と考えています。
- また、市で対応しきれない分野については、可能な範囲で、所有者や大学、市民ボランティア等に協力をいただいています。そのために、先に触れた本市の地域計画では、「調査」、「保存」、「活用」に加えて、それぞれの段階で活躍する「人材育成」の取組を加えています。
- 市で養成したいせはら歴史解説アドバイザーには、さまざまな場面で熱心に活動していただき、既に、市の文化財を支える重要な役割を担う存在となっています。今後の人口減少社会において、地域で文化財を継承していくためには、市と文化財所有者だけでなく、こうした市民ボランティアの協力のもと、地域全体で文化財を継承していく仕組み作りが必要と考えています。

No.	質問者	答弁の概要
5	川添 康大 議員 (3日目3番)	<p>発言の主題1 子育て支援施策の充実について (学校教育課)</p> <p>(1) 給食費の無償化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市としての無償化の考えは <ul style="list-style-type: none"> ○学校給食費を、中学校まで無償化した場合の試算額は、約3億1千万円です。 ○学校給食費の無償化は、学校給食法に経費の負担が規定され、調理員の人件費や調理に係る光熱水費等、施設の維持管理等の運営に要する経費は、市の負担、食材費は保護者が負担することとされています。 ○学校給食費の保護者負担のあり方は、まずは、国において検討すべき課題であると認識しており、当面、学校給食法の規定に則り、給食費を児童生徒の保護者に負担いただくことを基本としていきたいと考えています。 ○今後は、少子化対策を充実するとしている国の動向、また、近隣市の給食費の無償化の動きも注視していきたいと考えています。 ●第2子、第3子等の多子世帯などできることから実施する考えは、これらに要する金額について <ul style="list-style-type: none"> ○人件費は別として、小学校から中学校までの学齢に達している子が2人以上いる世帯について、2子目以降の子を無償化した場合を試算すると約8千万円、3子目以降の子を無償化した場合を試算すると、約1千百万円の費用がかかるものと見込んでいます。 ○多子世帯等への無償化は、本市の財政状況を鑑み、市独自の導入手法等について、調査、研究を進めてまいりたいと考えています。 <p><再質問></p> <ul style="list-style-type: none"> ●無償化は自治体の判断で可能か <ul style="list-style-type: none"> ○法令上、食材費は保護者負担とされていますが、給食費を補助する実質無償化は、自治体の判断によるものと認識しています。 ●現状の中学校給食で無償化が可能か、全員喫食の給食にする必要があるのではないか <ul style="list-style-type: none"> ○給食を全員喫食とすることなく、選択制のままで無償化することが可能と考えていますが、弁当を持参する世帯との公平性をどのように保つか課題があると考えています。 ●給食費無償化の市長の考えについて <ul style="list-style-type: none"> ○国の「こども未来戦略方針」の中で、学校給食費の無償化に向けて調査研究を行い、具体的方策を検討することとなっていますので、少子化対策を充実するとしている国の動向、また、県下の給食費の無償化の動きを注視していきたいと考えています。

No.	質問者	答弁の概要
6	勝又 澄子 議員 (3日目5番)	<p>発言の主題3 市職員と教職員の働き方改善について (学校教育課)</p> <p>(2)教職員の働き方改善</p> <p>①クラス担任をしている非正規職員の教員数</p> <p>○本年の5月1日時点で、市内小中学校の通常学級と特別支援学級において、学級担任を受け持っている臨時的任用の教員数は、小学校35人、中学校9人です。</p> <p>②3年以上働いている非正規の教員数</p> <p>○学級担任を受け持っている臨時的任用の教員のうち、3年以上継続して勤務している教員数は、小学校25人、中学校5人です。</p> <p><再質問></p> <p>●非正規の教員の任用方法についての市の認識</p> <p>○神奈川県<small>の</small>臨時的任用職員の任用要件として、①職員が出産休暇の承認を受けた場合、②職員が育児休業の承認を受けた場合、③当該職に一時的な欠員が生じた場合、④職員が3ヵ月以上の研修を命じられた場合、⑤職員が休職を命じられた場合、⑥職員が配偶者同行休業の承認を受けた場合、⑦その他任命権者が特に必要と認めた場合に該当する場合に任用することができるとされています。</p> <p>○子どもたちへ安定的に質の高い教育を行っていくためには、できるだけ多くの教員が正規採用者であることが望ましいと考えますが、臨時的任用の教員には、正規の教員に準じた給与が支給され、また、正規同様に担任や校務分掌を持つことができることなどから、代替については臨時的任用で対応しています。</p> <p>○学校では、臨時的任用の教職員も正規の教職員と一体となって学校教育に取り組んでいます。</p> <p>○教職員の定数改善については、引き続き、県、国に要望してまいりたいと考えています。</p>

令和5年度 伊勢原市立公民館まつりの開催について

社会教育課

1 開催目的

- (1) 公民館で活動している人たちが、日ごろの活動成果を発表して、地域文化の振興を図る。
- (2) 地域のふれあいを深め、地域の連帯意識の高揚を図る。
- (3) 地域の生涯学習の拠点である公民館への理解と関心を深める。

2 開催内容

- (1) 公民館利用サークルの展示・発表及び地域団体の活動紹介
 - (2) 子どもから高齢者まで楽しめる教室・イベントの開催
- ※新型コロナウイルス感染症予防のため自粛していた模擬店を再開します。

3 各公民館まつりの日程・主なイベント等

公民館名・日時	主なイベント等
中央公民館 2/16(金) 10:00~17:00 17(土) 9:00~17:00 18(日) 9:00~16:00	サークル・団体制作の作品展示、活動発表、模擬店、イベントなど
大山公民館 2/17(土) 10:00~15:00 18(日) 頃まで	サークル・団体制作の作品展示、活動発表、模擬店など
大田公民館 2/17(土) 10:00~16:00 18(日) 10:00~15:00	サークル・団体制作の作品展示、活動発表、模擬店、イベントなど
高部屋公民館 2/10(土) 10:00~16:00 11(日) 10:00~15:00	サークル・団体制作の作品展示、活動発表、模擬店、イベントなど
比々多公民館 2/10(土) 10:00~16:00 11(日) 10:00~15:00	サークル・団体制作の作品展示、活動発表、模擬店など
成瀬公民館 2/10(土) 10:00~16:00 11(日) 10:00~15:00	サークル・団体制作の作品展示、活動発表、模擬店など
伊勢原南公民館 2/10(土) 10:00~16:00 11(日) 10:00~15:00	サークル・団体制作の作品展示、活動発表、模擬店、イベントなど

※ 各公民館のイベント等は、都合により変更する場合があります。

令和6年度伊勢原市立小学校及び中学校で使用する体育（実技）の
教材の承認について

伊勢原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和53年伊勢原市教育委員会規則第10号）第10条に基づく、令和6年度伊勢原市立小学校及び中学校において使用する体育（実技）の教材の承認について、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和53年伊勢原市教育委員会規則第9号）第2条第1項第10号の規定により提案する。

令和6年1月23日提出

伊勢原市教育委員会
教育長 山口 賢人

提案理由

令和6年度伊勢原市立小学校及び中学校において使用する体育（実技）の教材について承認する必要があるため。

令和6年度伊勢原市立小学校及び中学校で使用する体育（実技）の教材について

○小学校

教材名：みんなの体育

発行所：株式会社 G a k k e n

○中学校

教材名：中学体育実技

発行所：株式会社 G a k k e n

伊勢原市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

伊勢原市立図書館条例施行規則（平成元年伊勢原市教育委員会規則第1号）の一部を別紙のように改正することについて、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和53年伊勢原市教育委員会規則第9号）第2条第1項第2号の規定により提案する。

令和6年1月23日提出

伊勢原市教育委員会
教育長 山口 賢人

提案理由

伊勢原市立図書館の館外貸出しできる資料の貸出点数の見直しにより、規則を一部改正する必要があるため。

伊勢原市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢原市立図書館条例施行規則（平成元年伊勢原市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項の表図書、逐次刊行物その他これらに類するものの項中「10点以内」を「20点以内」に改める。

第14条第1項の表個人の項中「ビデオテープ、」を削り、「3点以内」を「6点以内」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

伊勢原市立図書館条例施行規則新旧対照表

現 行		改 正 案																																					
<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(館外貸出しできる図書館資料)</p> <p>第8条 条例第6条第2項に規定する教育委員会規則で定める館外貸出しを受けることができる図書資料の貸出点数及び貸出期間は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>貸出点数</th> <th>貸出期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>図書、逐次刊行物その他これらに類するもの</td> <td><u>10</u>点以内</td> <td>14日以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p>第9条～第13条 (略)</p> <p>(館外貸出しできる視聴覚資料等)</p> <p>第14条 条例第11条第1項において準用する条例第6条第2項の教育委員会規則で定める館外貸出しを受けることができる視聴覚資料等の貸出点数及び貸出期間は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>貸出点数</th> <th>貸出期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>団体 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td><u>3</u>点以内</td> <td>14日以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p>第15条～第20条 (略)</p> <p>第1号様式～第5号様式 (略)</p>		区分	貸出点数	貸出期間	図書、逐次刊行物その他これらに類するもの	<u>10</u> 点以内	14日以内	区分	貸出点数	貸出期間	団体 (略)	(略)	(略)	団体 (略)	(略)	(略)	個人	<u>3</u> 点以内	14日以内	<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(館外貸出しできる図書館資料)</p> <p>第8条 条例第6条第2項に規定する教育委員会規則で定める館外貸出しを受けることができる図書資料の貸出点数及び貸出期間は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>貸出点数</th> <th>貸出期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>図書、逐次刊行物その他これらに類するもの</td> <td><u>20</u>点以内</td> <td>14日以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p>第9条～第13条 (略)</p> <p>(館外貸出しできる視聴覚資料等)</p> <p>第14条 条例第11条第1項において準用する条例第6条第2項の教育委員会規則で定める館外貸出しを受けることができる視聴覚資料等の貸出点数及び貸出期間は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>貸出点数</th> <th>貸出期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>団体 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td><u>6</u>点以内</td> <td>14日以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p>第15条～第20条 (略)</p> <p>第1号様式～第5号様式 (略)</p>		区分	貸出点数	貸出期間	図書、逐次刊行物その他これらに類するもの	<u>20</u> 点以内	14日以内	区分	貸出点数	貸出期間	団体 (略)	(略)	(略)	団体 (略)	(略)	(略)	個人	<u>6</u> 点以内	14日以内
区分	貸出点数	貸出期間																																					
図書、逐次刊行物その他これらに類するもの	<u>10</u> 点以内	14日以内																																					
区分	貸出点数	貸出期間																																					
団体 (略)	(略)	(略)																																					
団体 (略)	(略)	(略)																																					
個人	<u>3</u> 点以内	14日以内																																					
区分	貸出点数	貸出期間																																					
図書、逐次刊行物その他これらに類するもの	<u>20</u> 点以内	14日以内																																					
区分	貸出点数	貸出期間																																					
団体 (略)	(略)	(略)																																					
団体 (略)	(略)	(略)																																					
個人	<u>6</u> 点以内	14日以内																																					

伊勢原市立子ども科学館条例施行規則の一部を改正する規則について

伊勢原市立子ども科学館条例施行規則（平成元年伊勢原市教育委員会規則第 2 号）の一部を別紙のように改正することについて、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 53 年伊勢原市教育委員会規則第 9 号）第 2 条第 1 項第 2 号の規定により提案する。

令和 6 年 1 月 23 日提出

伊勢原市教育委員会
教育長 山口 賢人

提案理由

伊勢原市立子ども科学館条例施行規則について、所要の改正を行う必要が生じたため提案する。

伊勢原市立子ども科学館条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢原市立子ども科学館条例施行規則（平成元年伊勢原市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第5号を次のように改める。

(5) 次のアからウまでに掲げる者が利用する場合又は当該者及びその介護者が利用する場合 全額

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障がいがある者として記載されている者

イ 都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長から療育手帳（知的障がい者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された者に対して支給される手帳で、その者の障がいの程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

第7条第2項中「又は第2号」を「、第2号」に改め、「限る。）」の次に「又は第5号のいずれか」を加え、同条に次の1項を加える。

4 第1項第5号に該当し、入館料等の減免を受けようとする者は、入館又は観覧の際、交付を受けている身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかを提示しなければならない。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

伊勢原市立子ども科学館条例施行規則新旧対照表（1 / 2）

現 行	改 正 案
<p>第1条～第6条（略） （入館料等の減免）</p> <p>第7条 条例第4条に規定する入館料等を減免することができる場合及びその額は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) <u>心身障害児者（手帳所持者）及びその介護者が使用する場合</u> 5割減額</p>	<p>第1条～第6条（略） （入館料等の減免）</p> <p>第7条 条例第4条に規定する入館料等を減免することができる場合及びその額は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) <u>次のアからウまでに掲げる者が利用する場合又は当該者及びその介護者が利用する場合 全額</u></p> <p><u>ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障がいがある者として記載されている者</u></p> <p><u>イ 都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長から療育手帳（知的障がい者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された者に対して支給される手帳で、その者の障がいの程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者</u></p> <p><u>ウ 精神保健及び精神障害者</u></p>

伊勢原市立子ども科学館条例施行規則新旧対照表（2 / 2）

現 行	改 正 案
<p>(6)～(12) (略)</p> <p>2 前項の規定により入館料等の減免を受けようとする者は、あらかじめ科学館入館料等減免申請書（第3号様式）により委員会に申請しなければならない。ただし、前項第1号又は第2号（委員会があらかじめ指定する学校の児童又は生徒の授業として使用する場合に限る。）に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p> <p>第8条～第14条 (略) 第1号様式～第4号様式 (略)</p>	<p><u>福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</u></p> <p>(6)～(12) (略)</p> <p>2 前項の規定により入館料等の減免を受けようとする者は、あらかじめ科学館入館料等減免申請書（第3号様式）により委員会に申請しなければならない。ただし、前項第1号、<u>第2号</u>（委員会があらかじめ指定する学校の児童又は生徒の授業として使用する場合に限る。）<u>又は第5号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>第1項第5号に該当し、入館料等の減免を受けようとする者は、入館又は観覧の際、交付を受けている身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかを提示しなければならない。</u></p> <p>第8条～第14条 (略) 第1号様式～第4号様式 (略)</p>